

海外療養費の申請をする方へ

海外療養費制度は、海外渡航中に病気やけがをし、日本で診療を受けられないやむを得ない理由により、海外の医療機関で診療を受けた場合に、標準額から被保険者の自己負担額を控除した額を支給する制度です。

標準額は、診療内容明細書 (FormA) 等に基づき日本の保険医療機関等で同様の疾病等の診療を受けた場合の平均的な金額です。

ただし、領収明細書 (FormB) 及び現地で発行された領収書等に基づき算定した金額が標準額よりも低額の場合は、その金額から被保険者の自己負担額を控除した額を支給します。

国により医療体制や治療方法、物価水準も異なるため、支給決定額が渡航中に実際に支払った金額よりも大幅に低くなる場合がありますので、ご注意ください。

また、海外療養費は支給対象の審査に時間を要するため、その他の給付に比べて支給までに期間を要する場合があります。

【支給対象外】

- ・ 治療・診療目的の渡航の場合
- ・ 日本で診療を受けられないやむを得ない理由が認められない場合
- ・ 国内に住民票を有しているが、生活の本拠地が日本国内でない等住所地に居住の実態がないと判明した場合
- ・ 日本国内で保険適用とされていない診療、項目
(例：救急車代、看護師料、施設維持費 等)